

安浦地区、下蒲刈地区及び倉橋地区生活バス車両導入に伴う 移動円滑化基準適用除外認定申請について（審議）

安浦地区、下蒲刈地区及び倉橋地区生活バスにおいて、次の車両を導入する予定であることから、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けることについて、呉市地域公共交通協議会の合意を求めます。

1 車種 型式及び車台番号等

【安浦地区】

①リエッセ PB-RX6JFAA RX6JFA-40169

（乗車定員 29人）

②ハイエース 3BA-TRH224W-LDTNK TRH224W-0022242

（乗車定員 10人）

③ハイエース 3BA-TRH224W-LDTNK TRH224W-0022255

（乗車定員 10人）

【倉橋地区】

④ハイエース LDF-KDH223B KDH223-0015735

（乗車定員 13人）

【下蒲刈地区】

⑤ハイエース 3BA-TRH224W-LDTNK TRH224W-0022238

（乗車定員 10人）

2 移動円滑化基準適用除外認定を必要とする理由

現在の安浦地区生活バス運行事業者が事業廃止することに伴い、令和2年10月から路線を再編し、新たな事業者が運行開始する予定である。

利用が多く見込まれる区間については、現在倉橋地区生活バスで使用しているポンチョ（バリアフリー対応車両）を常用とし、下蒲刈地区生活バスで使用している車両（上記①）を予備車として新たに配置する予定である。

また、利用があまり見込まれない区間については、ハイエース（上記②、③）を常用及び予備車として新たに配置する予定である。

なお、倉橋地区には、現在安浦地区生活バスで使用しているハイエース（上記④）、下蒲刈地区には、新たにハイエース（上記⑤）を導入する予定である。

これら車両は、移動円滑化基準に適合するための改造等が物理的に困難であることから、上記①については、「移動円滑化基準除外自動車の認定要領」第3項第3号の「幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車」として、上記②、③、④、⑤については、同要領第3項第4号の「車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車」として移動円滑化基準適用除外の認定を申請するものである。

3 適用除外認定を求める事項

【①リエッセ及び②、③、④、⑤ハイエースについて】

移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

- ・第37条第2項第2号

乗降口のうち一以上は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

- ・第39条

乗合バス車両には、基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

- ・第40条第1項

第37条第2項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅は、八十センチメートル以上でなければならない。

【①リエッセについて】

移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

- ・第37条第2項第1号

乗降口のうち一以上の幅は、八十センチメートル以上であること。

- ・第38条第1項

国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

【②，③，④，⑤ハイエースについて】

移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

・第40条第2項

通路には，国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

・第41条

乗合バス車両内には，次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により行事するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

乗合バス車両には，車外用放送設備を設けなければならない。

乗合バス車両の前面，左面及び後面に，乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

4 車椅子等を利用されるバス利用者への対応

車椅子等を利用し又は自力での乗り降りが困難な利用者に対しては，運転手が可能な限り乗降を補助することで対応します。

<増車する車両写真>

【①リエッセ】



【②, ③, ⑤ハイエース】



【④ハイエース】



適用除外該当一覧表

	認定要領	第37条(乗降口)			第38条(床面)		第39条	第40条(通路)		第41条	第42条
		第1項 (踏み段の色)	第2項第1号 (幅) 80cm以上	第2項第2号 (スロープ) スロープ板	第1項 (高さ) 65cm以下	第2項 (材質)	(車椅子スペース) 固定設備	第1項 (幅) 80cm以上	第2項 (手すりの間隔)	(運行情報提供設備等)	(意思疎通設備)
リエッセ	第3(3) 幅2.1m以下 定員23人超等	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
	除外の有無		除外	除外	除外		除外	除外			
	備考		60cm程度	設置不可	70cm程度		設置不可	50cm程度			
ハイエース	第3(4) 車両総重量 5t以下 乗車定員23人以下	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
	除外の有無		—	除外	—		除外	除外	除外	除外	
	備考		118cm	設置不可	62cm		設置不可	基準未満	設置無	車外用放送設備等無	

× 基準適用除外を認めない項目

◎ 基準適用除外を認める項目

● 合理的な理由があれば適用除外を認める項目